

資料1 (共通)	H21. 9. 29 (午前・午後)
障害福祉サービス等の取扱い に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

利用者負担上限額管理事務の 簡素化について

(平成21年10月サービス提供分から)

(1)障害福祉サービス 上限額管理事務の簡素化について

【概要】

上限額管理事業所において、月の途中で利用者が上限額に到達した場合については、関係事業所が行うこととされている上限額管理事業所に対するサービス提供実績の報告を省略できるとし、利用者負担上限額管理結果票の集計・調整欄の入力についても一部簡略化する。

【平成21年10月サービス提供分より】

【事務処理の変更点】

※「介護給付費等に係る支給決定事務について(事務処理要領)」は改訂される予定。

- 1 上限額管理事業所において、
 - ① 月の途中で利用者が上限額に到達した場合には、その旨を関係事業所に通知。(当該通知があった場合には、関係事業所は利用者負担額一覧表の作成は不要とする。)
 - ② 月において上限額に到達しなかった場合には、月の最終日に利用者負担額一覧表の提出を関係事業所に依頼。

- 2 その上で、請求の際は、
 - ①の場合には利用者負担上限額管理結果票の集計・調整欄の記載に際し、関係事業所については事業所番号、事業所名称及び管理結果利用者負担額(0円)のみの入力でも可とし、総費用額及び利用者負担額の入力は不要とする。(別添の利用者負担上限額管理結果票入力カイメージ参照)
 - ②の場合には、これまでと同様の取り扱いとする。(事務簡素化は不可)

【システムへの影響・対応】

I 台帳関係

受給者台帳・事業所台帳のインタフェースは変更しないため、特に変更は生じない。

II サービスコード

追加・変更無し

III その他

○簡易入力システムの更新が必要となるため、各事業所においてインストール等の作業が発生する。

○事業所システム(民間ベンダー開発)において、入力時のチェック処理により、利用者負担上限額結果票の入力が不可能な場合は事業所システムの改修等が必要。

利用者負担上限額管理結果票 入力イメージ(平成21年10月サービス分より)

(利用者負担額上限月額が「1」の場合)

利用者負担上限額管理結果票

平成 2 1 年 1 0 月分

市町村番号	1	1	1	1	1	1																			
受給者証番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0															
支給決定障害者等氏名	厚生 太郎										管理 事業 者	指定事業所番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
支給決定に係る障害児氏名												事業所及びその事業所の名称	〇〇〇生活介護事業所												

利用者負担上限月額 3 0 0 0

利用者負担上限額管理結果 1

1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。

2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。

3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

利用者負担額集計・調整欄	項番	1	2																			
	事業所番号	1111111111					1112222222															
	事業所名称	〇〇〇生活介護事業所					△△△居宅介護事業所															
	総費用額	5	8	6	7	3	1	0	6	0	5	3										
	利用者負担額	3	0	0	0		3	0	0	0												
管理結果後利用者負担額	3	0	0	0						0												

請求明細書の入力については、上限額管理事業所、関係事業所ともに現状のとおり変更なし

関係事業所分は入力しない(国保連合会に送付する利用者負担上限額管理結果票情報においては、必須項目となっているため、簡易入力システムにおいて、管理結果「1」の場合は、「0」が自動的に設定される)。

(2) 千葉市地域生活支援給付 利用者負担上限額管理結果票の取扱いについて

千葉市地域生活支援給付
利用者負担上限額管理結果票

様式4-1

平成 2 1 年 1 0 月分

受給者証番号	1 0 0 0 0 0 0 0 0 0	事業所番号	1 2 6 0 1 0 0 0 0 0	事業者 事業者及び その事業所 の名称	社会福祉法人〇〇 △△園	
支給決定障害者等氏名	障害 福太郎					
支給決定に係る障害児氏名						
障害福祉サービスとの負担額の合算	有・無					
障害福祉サービスの受給者証番号	2 0 0 0 0 0 0 0 0 0					

利用者負担上限月額 1 5 0 0

利用者負担上限額管理結果 **1**

- 1 障害福祉サービス又は管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
- 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

項番	—	1	2	3
利用者負担額集計・調整欄	事業所番号 障害福祉サービス	126010xxxx	126010yyyy	126010zzzz
	事業所名称	△△園	□□ヘルパーステーション	ケアサービス××
	総費用額			
	利用者負担額			
	管理結果後利用者負担額	1 5 0 0	0	0

項番	—	1	2	3	合計
利用者負担額集計・調整欄	事業所番号				
	事業所名称				
	総費用額				
	利用者負担額				
	管理結果後利用者負担額				1 5 0 0

上記の内容について確認しました。
平成 21 年 10 月 6 日
支給決定障害者等氏名 障害 福太郎 (印)

地域生活支援給付サービスの利用者負担上限額管理に関しては、平成21年10月サービス分以降も、原則として従前どおり、上限額管理事業所に対するサービス提供実績の報告(利用者負担額一覧表の送付)を行う。

しかしながら、利用者負担上限額管理結果票の作成事務を、左記のとおり一部簡略化する。

※利用者負担上限額管理結果が2又は3の場合は、簡略化しない。

管理結果 1 の場合

・総費用額
・利用者負担額
の欄は、記入を省略できる。

・管理結果後利用者負担額
の欄は、これまでどおりに
記入する。

地域生活支援給付におけるサービス利用状況と統合上限額管理加算の有無等

項番	自事業所の地域生活支援給付の利用	地域生活支援給付の関係事業所利用		障害福祉サービスの利用	1割相当額の状況	管理結果	加算の可否	結果票の作成の要否
		利用の有無	利用事業所数					
1	有り	有り			障害福祉サービス分だけで上限到達	1	○	要
2					自事業所分だけで上限到達	1	○	要
3					関係事業所分を合算しても上限以下	2	○	要
4					関係事業所分を合算して上限到達	3	○	要
5		無し		有り	障害福祉サービス分だけで上限到達	1	○	要
6					地域生活支援給付分を合算して上限到達	1	○	要
7					地域生活支援給付分を合算しても上限以下	2	○	要
8				無し		無し	×	不要
9	無し又はみなし登録	有り	1		障害福祉サービス分だけで上限到達	1	○	要
10	事業所				自事業所分だけで上限到達	1	○	要
11					関係事業所分を合算しても上限以下	2	○	要
12					関係事業所分を合算して上限到達	3	○	要
13			2以上		障害福祉サービス分だけで上限到達	1	○	要
14					自事業所分だけで上限到達	1	○	要
15					関係事業所分を合算しても上限以下	2	○	要
16					関係事業所分を合算して上限到達	3	○	要
17		無し				無し	×	不要